

## 「令和7年度石川県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金に係る審査等業務」公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

介護分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない待遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐために緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行うため、当該補助金の交付に係る申請書等の審査、電話対応等の運営業務を適正かつ円滑に行うこととする。

### 2 委託業務の概要

#### (1) 業務名

令和7年度石川県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金に係る審査等業務

#### (2) 業務内容

令和7年度石川県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金に係る審査等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

#### (4) 委託費用

16,600千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3 本プロポーザルへの応募資格

次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各号の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の必要な資格並びに資格審査の申請時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、企画提案書の提出日現在において、競争入札参加資格を有すると認められた者であること（県の指名停止の措置を受けている者を除く）。

(3) 石川県の県税の納税義務を有する者にあっては、当該県税全般について、企画提案書の提出日現在において滞納していない者であること。

### 4 募集方法

石川県のホームページにプロポーザルを実施する旨の案内を掲載する。

## 5 委託業務に関する質問

### (1) 受付期間

令和8年1月22日（木）17時まで

### (2) 受付方法

別紙の質問票より、メールで行うこととする。

※件名は「令和7年度石川県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金に係る審査等業務委託に関すること」とすること。

送付先：メール [kaigo@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:kaigo@pref.ishikawa.lg.jp)

### (3) 回答方法

原則、令和8年1月26日（月）までに県のホームページに掲載

## 6 委託業者選定方法

本プロポーザルの申し込みがあった者から提出された企画提案書等に基づき書面審査を行い、総合的に最も優れた提案をしたものとし、委託候補者とする。なお、必要に応じて追加の資料や説明を求める場合がある。

※プレゼンテーションは実施しない。

## 7 参加申込書及び企画提案書の提出について

本プロポーザルへの参加を申し込む者は、下記により参加申込書等を提出すること

### (1) 提出書類

下表のとおり

提出書類	形式	部数	様式
① 業務委託プロポーザル審査参加申込書	A4	1部	様式1
② 企画提案書等 ・企画提案書 ・経費見積書（2（4）の金額の範囲内で作成すること）	A4	6部 ※5部は社名なし	様式任意
③ 会社概要	A4	1部	様式任意
④ 業務実績（類似事業の受注実績が分かる資料）	A4	6部 ※5部は社名なし	様式任意

### 【提案書に盛り込むべき内容】

ア 仕様書の内容を踏まえた具体的な運用体制（必須）

（例）事務局の場所・広さ、必要な備品・設備、事務局内のレイアウト、組織図、ライン別及び月別の人員配置計画、事務局内で実施する感染予防対策、個人情報漏洩対策・セキュリティ対策など

- イ 実効性のある業務スケジュール（必須）
- ウ 仕様書「4（3）イ」に記載する「事務マニュアル」の提案（提出は任意）
  - 介護・障害のうち、どちらか1つの分野の事務マニュアルのラフ案等
- エ その他、業務の効率化や経費節減等に資する独自提案（提出は任意）

（2）提出方法

電子メール、持参又は郵送

（3）提出先

石川県健康福祉部長寿社会課（「13 提出・問合せ先」を参照）

（4）提出期限

令和8年1月28日（水）17時（必着）

（5）留意事項

- ① 郵送の場合は、封筒に「令和7年度石川県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金に係る審査等業務企画提案書在中」と朱書きすること。
- ② 再委託先がある場合は、（1）②の企画提案書に、その業務内容及び再委託金額を明記すること。
- ③ 提出書類は返却しない。
- ④ 期日までに書類の提出がない場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

9 審査方法等

（1）審査方法

審査員により、提出された企画提案書等の内容について、書面審査を総合的に行い、委託候補者を決定する。

※プロポーザル参加事業者が1者の場合、企画提案書等の審査により選考するとともに、業務を適切に実施できると判断した場合は、当該参加者を契約候補者として選定する。

（2）審査基準

別紙「評価項目」のとおり

（3）結果通知

選定の有無に関わらず、後日審査結果を書面で通知する。なお、決定経緯及び決定理由等に関する問い合わせには応じない。

10 プロポーザルに係る失格要件

以下に該当する者は、プロポーザル参加の資格を失う。

- （1）提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- （2）仕様書に定める条件に従わない場合

- (3) あらかじめ審査に影響を与える恐れのある行為を行った場合
- (4) その他公正な競争を妨げる恐れのある行為等を行い、または行おうとした場合

## 11 契約締結について

- (1) 審査で特定した最も優れた者から委託契約の締結交渉を行う。  
※企画提案の内容をもとに、実施内容の詳細や業務履行に必要な具体的な条件等の協議・調整を行い、調整が整った場合に随意契約の手続きを行うものとする。
- (2) 契約内容は、仕様書及び提案書に基づいて決定する。ただし、仕様書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。

## 12 スケジュール

(1) 質問書提出期限	令和8年1月22日
(2) 質問回答期限	令和8年1月26日
(3) 業務委託プロポーザル審査参加申込書・ 企画提案書等提出期限	令和8年1月28日
(4) 審査結果通知	令和8年2月5日以降
(5) 契約締結	令和8年2月6日以降

※都合によりスケジュールが変更となる場合があります。変更となる場合は、参加事業者に連絡するものとします。

## 13 提出・問合せ先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1  
石川県健康福祉部長寿社会課在宅サービスグループ 嘉美  
TEL 076-225-1417  
FAX 076-225-1418  
メール [kaigo@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:kaigo@pref.ishikawa.lg.jp)